

「社債管理人（仮称）制度」の概要について（案）

平成 26 年 3 月 11 日
社債懇事務局

概 要	備 考
<p>1. 社債管理人（仮称）の設置</p> <p>(1) 社債管理人は、「社債要項」及び「社債管理人業務委託契約書」に基づき設置する。</p> <p>(2) 社債管理人は、「社債要項」及び「社債管理人業務委託契約書」で定めるところにより、社債権者のために、社債権者を代理し、又は委託を受け、下記 2 に掲げる業務及びその他社債に係る事務手続を行う。</p> <p>2. 社債管理人の業務</p> <p>社債管理人は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 発行会社からの通知等の受領・確認及び社債権者への通知</p> <p>① 社債管理人は、社債要項に定められた事項のうち次の事項について、発行会社から通知・連絡を受け、証券保管振替機構（以下「保振」という。）の新たなインフラを利用し、保振及び証券会社等を通じて社債権者に通知・連絡を行う。</p>	<p>○ 社債管理人と社債権者との法的関係</p> <p>発行会社と社債管理人との間で締結する「社債管理人業務委託契約」を、「第三者のためにする契約」（発行会社を「要約者」、社債管理人を「諾約者」、社債権者を「受益者」とし、社債管理人は、社債権者のために、社債権者を代理し、又はその委託を受け、その業務を行う。</p> <p>先の<u>アルゼンチン債判決（資料 3-1）</u>を踏まえると、社債管理人の業務内容によっては、社債権者からの「明示的な受益の意思表示」が必要と考えられる。</p>

概 要

備 考

- イ. 組織再編の際の社債の取扱い
- ロ. コベナンツへの抵触
- ハ. 期限の利益喪失

② 社債管理人は、発行会社からデフォルト発生の通知を受けた場合又はデフォルト未発生の証明が当初予定どおり行われない場合には、その事実の確認を行い、保振の新たなインフラを通じて、社債権者に通知する。

○ 例えば、社債コベナンツの充足状況に関する代表取締役等の証明書の社債管理人への提出を求めるレポーティングコベナンツが付与され、期限までに当該証明書の提出がない場合に、発行会社へ提出の要請を通じてデフォルト発生の確認を行う。

(2) 債権の届出（検討中）

- ① 社債管理人は、発行会社が破産、再生又は更生手続を開始し、債権の届出が必要となった場合には、社債権者を代理して、社債総額により債権の届出を行う。
- ② 社債管理人は、上記①の届出を行うとともに、保振の新たなインフラを通じて、社債権者へ通知し、個別の社債権者から委託を受けて、（債権届出期間経過後の）××までに、裁判所に当該委託を受けた社債権者の債権の届出を行う。

- 左記①の社債管理人による社債総額での債権届出（非頭名での届出）、債権届出期間経過後に社債権者の債権届出が認められるかどうか確認を行う。
- 一方で、上記社債管理人による社債総額での債権届出、債権届出期間後の社債権者の債権届出が認められた場合には、「第三者のためにする契約」において、あらかじめ債権届出に係る代理権を社債管理人に付与するための方法について、更に法的な検討を行う。

概 要

社債管理人は、発行会社が破産、再生又は更生手続を開始し、債権の届出が必要となった場合には、保振の新たなインフラを通じて社債権者へ通知し、個別に社債権者の委託を受けて、債権の届出を行う。

(3) 社債権者による社債権者集会の招集・請求のサポート

① 社債権者集会の開催に向けた社債権者への連絡等

社債管理人は、社債権者集会の開催に向けて、社債要項に定めるところにより一定数以上（社債総額 10 分の 1 未満）の社債権者から、社債権者集会の招集要請があった場合には、その目的と理由を確認のうえ、その旨を保振の新たなインフラを通じて他の社債権者に通知・連絡する。

② 特定少数社債権者による社債権者集会の招集・請求のサポート

イ. 社債管理人は、（上記①の通知・連絡の結果、）社債総額 10 分の 1 以上を有する社債権者（以下「特定少数社債権者」という。）から会社法 718 条 1 項の規定に基づく社債権者集会の招集請求の要請があった場合には、発行会社に対し、同請求手続（事務の代行）を行う。

ロ. 上記イの請求にかかわらず、社債権者集会の招集が行われない場合に、社債管理人は、特定少数社債権者の委託を受けて、裁判所に対し、会社法 718 条 3 項に規定する社債権者集会招集の許可申請手続を行う。

ハ. 会社法 718 条 3 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た場合には、社債管理

備 考

○ 非顕名での届出が認められない場合、左記のとおり、個別に社債権者の委託を受けて、債権の届出を行う。

○ 左記の社債権者集会の招集・請求のサポートは、デフォルト発生後に限られるものではない。

○ 左記ロは、社債管理人が弁護士である場合に限られる（後掲 5 の(2)参照）。

概 要

人は、特定少数社債権者の委託を受けて、社債権者集会の招集手続（事務の代行）を行う。

(4) 社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続

社債管理人は、招集者の委託を受けて、裁判所に対し、社債権者集会決議の認可の申立てを行う。

(5) 債権者集会における再生計画又は更生計画の議決権行使

社債管理人は、社債権者集会の決議により、債権者集会において、当該社債権者集会の決議を執行する。

3. 社債管理人の業務の終了

社債管理人は、例えば再生計画において債権が会社法上の「社債」から民法上の「指名債権」となった場合など「社債」が消滅したときには、その業務を終了する。

4. 社債管理人の報酬・費用

(1) 発行会社は、社債要項等に定めるところにより、社債管理人の報酬及び社債管理に関する費用を負担する。

備 考

- 会社法 732 条（社債権者集会の決議の認可の申立て）
- 社債管理人が弁護士である場合に限られる（後掲 5 の (2) 参照）。

- 会社法 737 条（社債権者集会の決議の執行）

- 社債要項等において、社債管理人の業務の終了事由・時期を定める。

概 要

(2) 上記(1)にかかわらず、発行会社が社債管理人の報酬若しくは費用の負担に応じない場合、又は社債管理人が社債権者の個別の委託に基づき業務を行う場合には、当該社債権者が社債管理人の報酬及び費用を負担する。

5. 社債管理人の担い手

(1) 銀行などの金融機関、弁護士事務所（弁護士）とする。

(2) 弁護士以外の者が次の手続を行う場合には、社債権者は、直接、社債要項等に規定された弁護士若しくはその他の弁護士へ委任する。

- ① 裁判所への社債権者集会招集の許可申請手続
- ② 裁判所への社債権者集会決議の認可申立て手続

備 考

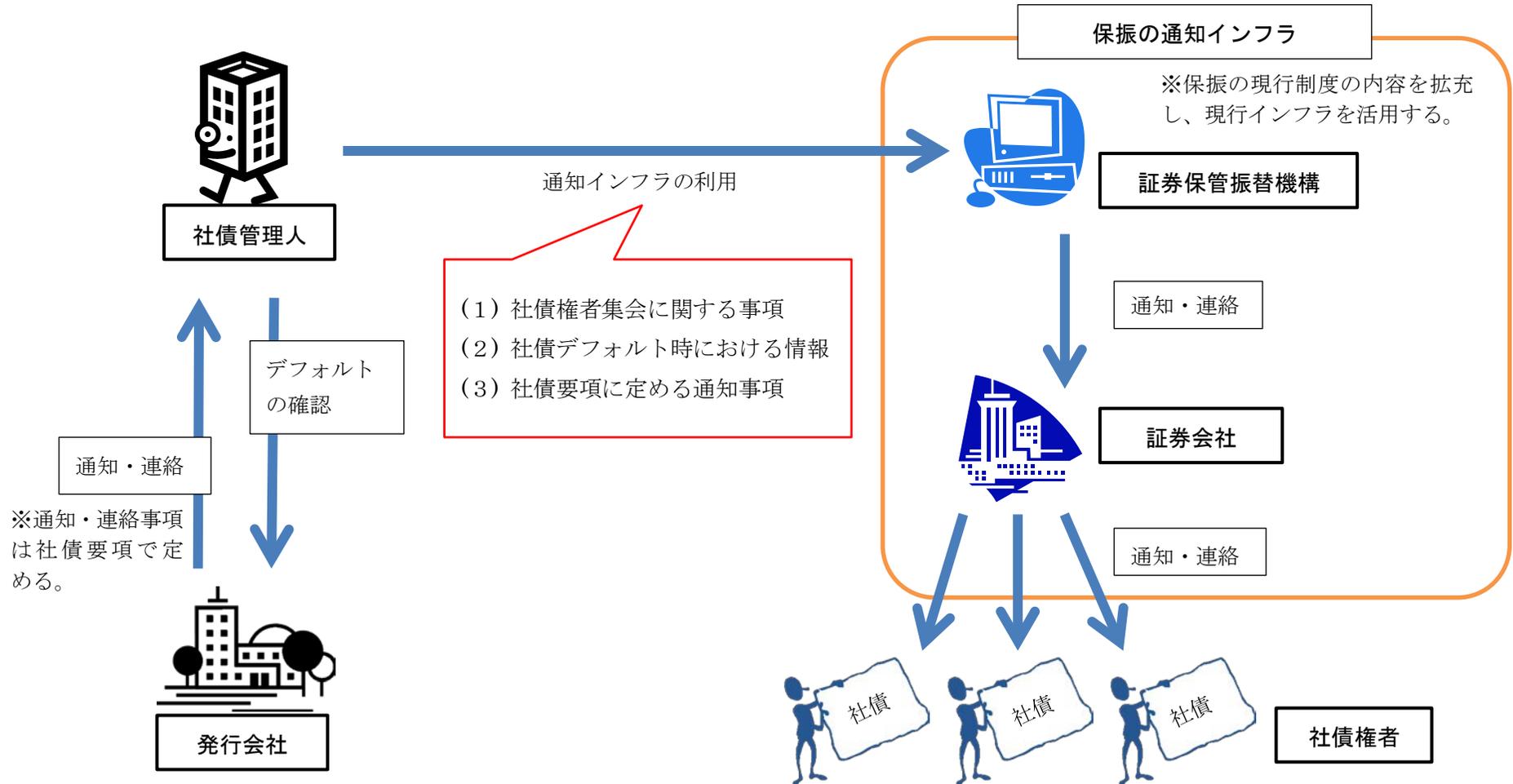
○ 左記の業務を弁護士以外の者が行う場合は、弁護士法 72 条及び非訟事件手続法 22 条に抵触する。

以 上

社債管理人の業務（概念図）

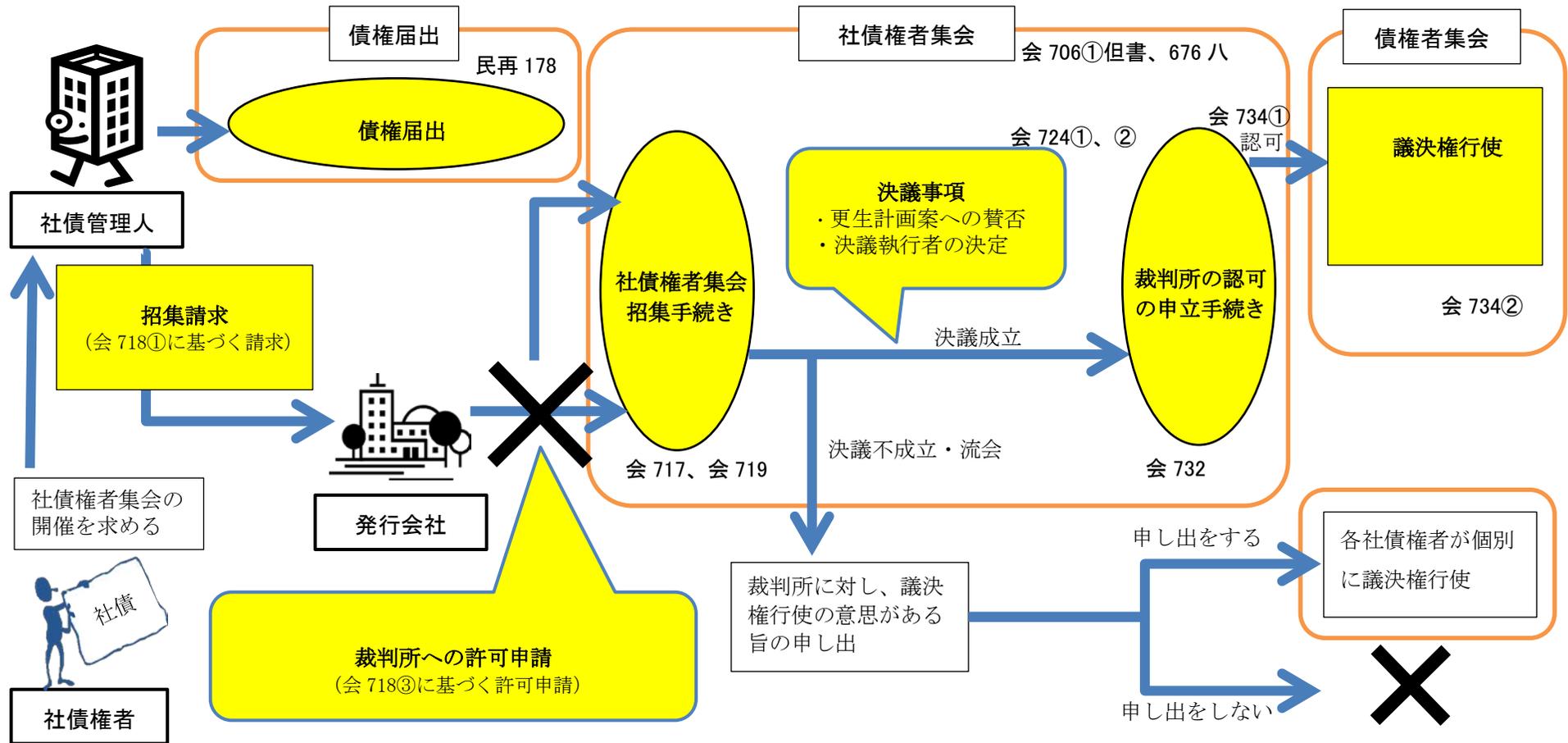
1. 社債管理人の期中業務

発行会社からの通知等の受領・確認及び社債権者への通知



2. 社債のデフォルト後の業務

債権届出、社債権者集会の招集・請求のサポート、債権者集会における議決権行使



会 : 会社法
民再: 民事再生法 (以下同じ)

【関係法令】

【民法】

(代理行為の要件及び効果)

第九十九条 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

(第三者のためにする契約)

第五百三十七条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

2 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

【商法】

(商行為の代理)

第五百四条 商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知らなかったときは、代理人に対して履行の請求をすることを妨げない。

【弁護士法】

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士の虚偽標示等の禁止)

第七十四条 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

3 弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

【非訟事件手続法】

(手続代理人の資格)

第二十二条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができない。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。

2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

【会社法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二十三 社債 この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であつて、第六百七十六条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。

(募集社債の申込み)

第六百七十七条

会社は、前条の募集に応じて募集社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 会社の商号
 - 二 当該募集に係る前条各号に掲げる事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項（→会社法施行規則 163 条）
- 2** 前条の募集に応じて募集社債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会社に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする募集社債の金額及び金額ごとの数
 - 三 会社が前条第九号の最低金額を定めたときは、希望する払込金額

(募集社債の申込み及び割当てに関する特則)

第六百七十九条 前二条の規定は、募集社債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(社債管理者の権限等)

第七百五条 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第七百六条 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六百七十六条第八号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

一 当該社債の全部についてするその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解(次号に掲げる行為を除く。)

二 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為(前条第一項の行為を除く。)

(社債管理者等の行為の方式)

第七百八条

社債管理者又は前条の特別代理人が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しない。

(社債権者集会の権限)

第七百十六条 社債権者集会は、この法律に規定する事項及び社債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。

(社債権者集会の招集)

第七百十七条 社債権者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

2 社債権者集会は、次条第三項の規定により招集する場合を除き、社債発行会社又は社債管理者が招集する。

(社債権者による招集の請求)

第七百十八条 ある種類の社債の総額(償還済みの額を除く。)の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社又は社債管理者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。

2 社債発行会社が有する自己の当該種類の社債の金額の合計額は、前項に規定する社債の総額に算入しない。

3 次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、社債権者集会を招集することができる。一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 第一項の規定による請求があった日から八週間以内の日を社債権者集会の日とする社債権者集会の招集の通知が発せられない場合

4 第一項の規定による請求又は前項の規定による招集をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社又は社債管理者に提示しなければならない。

(社債権者集会の招集の決定)

第七百十九条 社債権者集会を招集する者(以下この章において「招集者」という。)は、社債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 社債権者集会の日時及び場所
- 2 社債権者集会の目的である事項
- 3 社債権者集会に出席しない社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 4 前3号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(社債権者集会の決議)

第七百二十四条

一 社債権者集会において決議をする事項を可決するには、出席した議決権者(議決権行使することができる社債権者をいう。以下この章において同じ。)の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

- 1 第七百六条第1項に掲げる行為に関する事項
- 2 第七百六条第1項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書及び第七百三十八条の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項
- 3 社債権者集会は、第七百十九条第2項に掲げる事項以外については、決議をすることができない。

(社債権者集会の決議の認可の申立て)

第七百三十二条 社債権者集会の決議があったときは、招集者は、当該決議があった日から1週間以内に、裁判所に、裁判所に対し、当該決議の認可の申立をしなければならない。

(社債権者集会の決議の効力)

第七百三十四条 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 社債権者集会の決議は、当該種類の社債を有するすべての社債権者に対してその効力を有する。

(代表社債権者の選任等)

第七百三十六条 社債権者集会においては、その決議によって、当該種類の社債の総額(償還済みの額を除く。)の千分の一以上に当たる社債を有する社債権者の中から、一人又は二人以上の代表社債権者を選任し、これに社債権者集会において決議をする事項についての決定を委任することができる。

【会社法施行規則】

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第六百六十三条

法第六百七十七条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 社債管理者を定めたときは、その名称及び住所
- 二 社債原簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

【民事再生法】

(届出)

第九十四条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間(以下「債権届出期間」という。)内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所規則で定める事項を裁判所に届け出なければならない。

(代理委員)

第九十条 再生債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

3 代理委員は、これを選任した再生債権者のために、再生手続に属する一切の行為をすることができる。

4 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

6 再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

(社債権者等の議決権の行使に関する制限)

第六十九条の二 再生債権である社債又は第一百二十条の二第六項各号に定める債権(以下この条において「社債等」という。)を有する者は、当該社債等について社債管理者又は同項各号に掲げる者(以下この条において「社債管理者等」という。)がある場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該社債等について議決権を行使することができる。

一 当該社債等について再生債権の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき。

二 当該社債管理者等が当該社債等について再生債権の届出をした場合において、再生計画案を決議に付する旨の決定があるまでに、裁判所に対し、当該社債等について議決権を行使する意思がある旨の申出をしたとき(当該申出のあった再生債権である社債等について次項の規定による申出名義の変更を受けた場合を含む。)

- 2 前項第二号に規定する申出のあった再生債権である社債等を取得した者は、申出名義の変更を受けることができる。
- 3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。
 - 一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六条第一項(医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。)の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九第四項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一条の七第四項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。
 - 二 会社法第七百六条第一項ただし書(医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。)、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九第四項ただし書若しくは保険業法第六十一条の七第四項ただし書の定めがあるとき、又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項ただし書の通知がされたとき。

(議決権の行使の方法等)

第七十二条 議決権者は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

- 2 議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第百六十九条第二項前段に規定する期限までに、裁判所に対してその旨を書面で通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、第一項に規定する代理人が委任を受けた議決権(自己の議決権を有するときは、当該議決権を含む。)を統一しないで行使する場合について準用する。